①

議　案　書

教育委員会

令和７年６月定例会

議　事　日　程

日　程　１　教育委員会議事録の承認について　……　Ｐ　３

日　程　２　第２４号議案　……　Ｐ　４～　６
教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例を定める規則の一部を改正する規則

日　程　３　第２５号議案　……　Ｐ　７～　８
学校運営協議会の設置について

日　程　４　第９号報告　……　Ｐ　９～１１
教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）

日　程　５　第１０号報告　……　Ｐ１２～１５
日吉自然の家運営協議会の審議結果について

日　程　６　第２６号議案　……　Ｐ１６～１９
長崎市図書館運営協議会委員の委嘱について

教育委員会議事録の承認について

・令和６年１２月２６日定例会議事録案　　・・・別　添

・令和７年１月２２日定例会議事録案　　・・・別　添

第２４号議案

教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例を定める規則の一部を改正する規則

教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例を定める規則（平成２７年長崎市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めるときは、長崎市職員の時差勤務に関する規程（平成２１年長崎市訓令第１３号）の規定の例により、勤務時間を割り振ることができる。

第３条に次の１項を加える。

２　前項第１号の休日に勤務する必要があると教育委員会が認めるときは、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２９年長崎市条例第３１号）第５条の２の規定の例により指定された代休日又は同条例第７条の規定の例により割り振られた勤務日若しくは半日勤務時間について職務に専念する義務を免除することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

令和７年６月３０日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西本　徳明

理　由

特別職である教育長の勤務時間について、一般職の例により、時差勤務を行うものとし、教育長の職務専念義務が免除される日又は場合に、一般職に規定されている休日の代休日及び週休日の振替日に相当する日を加えたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参　考」

・　教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例を定める規則

新旧対照表・・・別　　添

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第２５号議案

学校運営協議会の設置について

次のとおり学校運営協議会を設置する。

１　学校運営協議会を設置する学校

長崎市立晴海台小学校

２　設置日　承認の日

令和７年６月３０日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

理　由

長崎市学校運営協議会規則第３条の規定に基づき学校運営協議会を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第１６号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参　照」

○　長崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（協議会の役割）

第２条　協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第３条　教育委員会は、前条の役割を達成できると認める長崎市立小学校条例（昭和３９年長崎市条例第２０号）別表に掲げる小学校（以下「小学校」という。）又は長崎市立中学校条例（昭和３９年長崎市条例第２１号）別表に掲げる中学校（以下「中学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、法第４７条の５第１項ただし書の文部科学省令で定める場合には、２以上の小学校又は中学校について、１の協議会を設置することができる。

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔　中　略　〕

⑯　学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

〔　以下、略　〕

第９号報告

教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和２７年長崎市教育委員会規則第６号）第２条第１項第１２号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第３条第２項の規定により別紙のとおり臨時に事務を代理したので、同規則第３条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月３０日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

「別紙」

令和７年度　一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事　　項　　名	補正予算額	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10.7.2〔保健体育費・学校給食費〕						
給食食材等調達費	95,096	80,288	－	－	8,964	5,844
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
	－					
小　　計	95,096	80,288	－	－	8,964	5,844

「参　照」

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑿　法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

〔中　略〕

第３条第２項　教育委員会は、前条第１項各号に掲げるものであつても、緊急を要し会議を開くことができないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

第３条第３項　教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕

第１０号報告

日吉自然の家運営協議会の審議結果について

令和７年５月２７日に開催した日吉自然の家運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和７年６月３０日提出

日吉自然の家運営協議会

会長　中　尾　　善　蔵

理　由

日吉自然の家運営協議会の審議結果について、日吉自然の家条例施行規則第１７条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「 別　紙 」

日吉自然の家運営協議会の審議結果

1　日　時　令和７年５月２７日（火）１４時から１６時まで

2　場　所　日吉自然の家　研修室Ａ

3　出席者　委　員　１０人中８人出席

事務局　生涯学習施設課長、同課施設活用係長、同課職員、学校教育課職員

指定管理者　所長、管理グループ専門課長、教育研修グループ長、教育研修グループ専門課長、教育研修グループ主任、教育指導担当

4　審議概要

⑴　報告事項

ア　利用料金の見直し

イ　食事料金の改定

ウ　宿泊体験学習

⑵　審議事項

ア　令和６年度　日吉自然の家事業報告

イ　令和７年度　日吉自然の家事業計画

5　主な意見

⑴　玄関からピロティの区間の老朽化した桜の木について、枯れ枝等の落下の恐れがあり子どもたちの通行の際に危険がある。除伐などの対策を検討してほしい。

⑵　令和６年度に厨房機器点検業務委託を行っているが、異物混入に繋がるような危険性が無いよう、今後も定期的に実施してほしい。

⑶　トレッキングを実施しているようだが、トレッキングコースの整備

のタイミングについて、倒木や、大きな石が転がっていると思うので適宜対応してほしい。

⑷　日吉自然の家では企業の森づくりも行っており、子どもたちの林業への理解を深めるため、子どもたちの木育を目的としたプログラムもあっていいと思う。

⑸　地域との連携について、日吉自然の家の取り組みに対する大人の認知度が低いという説明があったが、茂木連合自治会の会議を、毎月第２水曜日に開催している。所長も交代したので、意見交換などのため参加いただければと思う。

「参　照」

○　日吉自然の家条例（抜粋）

（日吉自然の家運営協議会）

第１４条　日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会を置く。

〔　以下、略　〕

○　日吉自然の家条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第１７条　条例第１４条に規定する日吉自然の家運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔　以下、略　〕